

東北電力株式会社女川原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（2号発電用原子炉施設の変更）の概要について

(1) 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 東北電力株式会社
住 所 仙台市青葉区本町一丁目7番1号
代表者の氏名 取締役社長 社長執行役員 樋口 康二郎

(2) 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 女川原子力発電所
所 在 地 宮城県牡鹿郡女川町及び石巻市

(3) 変更の内容

昭和45年12月10日付け45原第7662号をもって設置許可を受け、これまで設置変更許可等を受けた女川原子力発電所の発電用原子炉設置許可申請書の記載事項について、次の事項の記述の一部を改める。

五 発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備

八 使用済燃料の処分の方法

十 発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項

(4) 変更の理由

- ① 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正に伴い、所内常設直流電源設備（3系統目）を設置する。
- ② 固体廃棄物処理系のプラスチック固化式固化装置を撤去し、セメント固化式固化装置を設置するとともに、1号炉との共用を取り止める。また、ろ過脱塩装置から発生する使用済樹脂及びろ過装置から発生する廃スラッジの固化処理を取り止める。
- ③ 「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」の施行に伴い、法令名称、関係組織名称等の記載の適正化を行う。